

千葉市高齢者居住安定確保計画の概要

千葉市高齢者居住安定確保計画 見直しの視点

千葉市住宅政策審議会からの答申を受け、更なる高齢者の居住の安定を確保するために、次の3つの視点で計画を改定します。

(1) 高齢期の暮らしに適した住まいづくりと住み替え支援

高齢期における身体・経済状況等様々な状況変化に対応した住まいを確保できるように、支援や啓発の仕組みづくりを目指します。

(2) 高齢者の資産（空き家等含む）活用

高齢者の大切な資産である持ち家の利活用や処分等を有効に進め、高齢期の生活資金に充てる等、居住の安定の確保を目指します。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

今後、高齢化が急速に進展する中で、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、住まい・医療・介護・予防・生活支援を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の基盤である居住の安定の確保を目指します。

千葉市高齢者居住安定確保計画 見直しに係る経緯

1. 上位計画の改定

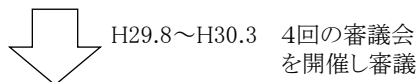
H29.3 改定 千葉県高齢者居住安定確保計画(H24～H32)

H29.7 改定 千葉市住生活基本計画(H29～H37)

H30.3 策定 千葉市高齢者保健福祉推進計画・第7期
介護保険事業計画(H30～H32)

2. 千葉市住宅政策審議会からの答申

H29年度 「高齢者居住安定確保計画の改定の方向性について」



H30.3 第5次答申「高齢者居住安定確保計画の改定の方向性について」

3. 千葉市高齢者居住安定確保計画の見直し

前1～2を踏まえて、計画を見直す

H30.4 千葉市高齢者居住安定確保計画案作成

H30.6 千葉市高齢者居住安定確保計画案パブリックコメント手続

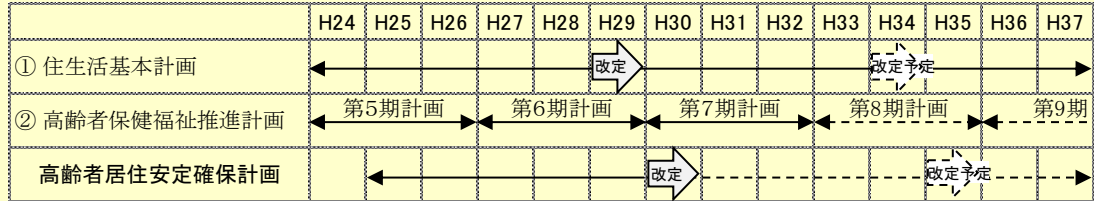
H30.8 千葉市高齢者居住安定確保計画 改定・公表

千葉市高齢者居住安定確保計画の概要

第1章 計画策定の趣旨と計画の位置付け

本計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき策定される市町村計画で、①住宅施策と、②福祉施策の一体的な取り組みを計画的に推進する方策を示すものです。

計画期間は、平成30年度～平成37年度の8年間とし、住生活基本計画の改定に合わせて、計画の見直しを行うものとします。



第3章 高齢者を取り巻く課題

1. 住みなれた地域での生活支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくため、高齢者自身も含めた地域の関係者が協働して、生活支援をしていくことが求められています。

- ①見守りネットワークの構築
- ②生きがいつくり、健康づくり
- ③災害発生時等における高齢者支援

2. 高齢者が安心して暮らせる居住支援

高齢者の健康状態、経済面など様々な状況により、自立した生活が難しくなった場合に、安心して暮らしていくために必要となる居住支援が求められています。

- ①高齢者に対する介護、医療、生活支援サービス等の体制の充実
- ②継続居住や住み替えのための適切な情報提供等

3. 高齢者が安心して暮らせるための住環境整備

高齢者が安心して暮らしていくため、住宅ストックの有効活用や住環境のソフト・ハード両面からの整備が求められています。

- ①高齢者の持ち家資産を有効に活用した住環境整備
- ②高齢者の移動に関する支援
- ③高齢者向け住宅等における生活関連・支援機能の整備等
- ④高度経済成長期に開発された住宅団地の再生

4. 高齢世帯の増加に対応した住宅・施設の整備

高齢者の健康状態、経済面など様々な状況により、安心して暮らしていくために必要となる住宅・施設の整備が求められています。

- ①ひとり暮らし高齢世帯、高齢夫婦のみの世帯の増加に対応した安心して暮らせる住宅の整備
- ②特別養護老人ホームなどの計画的な整備促進

(下線部 新たな視点を加えた課題)

第4章 高齢者の居住の安定確保に向けた取り組み

★取り組みの基本的な考え方

(1) 市民協働等による安心居住のための生活支援

(2) 安心居住のための情報提供・支援の充実

(3) 高齢者にやさしい住環境（バリアフリー空間）の整備

(4) 高齢者の安心居住のための支援サービスの充実

(5) 高齢者の安心居住のための住宅の整備及び管理の適正化

(6) 高齢者の安心居住のための施設サービス等の充実

(7) 高齢者にやさしい団地の再生

★基本施策に係る具体的な施策・サービス（主な新規・拡充施策）

- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度
- 資産の整理や処分についての啓発
- 在宅医療・介護連携の充実
- 居住支援協議会の設置検討

★評価指標

基本的な考え方ごとに評価指標・目標量を設定
高齢者向け住宅等の割合 など

第2章 高齢者を取り巻く状況

1. 高齢者の状況

65歳以上の高齢者数は、平成27年には23万8千人(高齢化率24.9%)
ひとり暮らし高齢者世帯は、4万4千世帯(高齢世帯に占める割合28.4%)
いずれも、今後も上昇し続けることが予測されています。

2. 介護の現状

要支援・要介護認定者数は、平成29年9月には4万1千人、介護サービスの利用者数は平成28年3月で3万6千人で、いずれも、近年著しく増加しています。

3. 高齢者の居住する住宅の状況

高齢者世帯の約8割が持ち家に住んでいます。一方、借家においては、高齢者世帯の入居に拒否感がある民間賃貸住宅賃貸人の割合は70.2%と高くなっています。

★基本施策

- ①見守りネットワーク構築の推進等
- ②災害発生時等における高齢者支援体制の整備
- ③市民との協働によるまちづくりや地域の計画づくり等様々な活動の推進等
- ④就業機会の開拓の推進、就労支援の充実
- ⑤ボランティア活動等の場の確保、機会の創出等

- ①ニーズに応じた住まいを安心して確保できる相談体制の充実
- ②高齢者の住宅資産の活用と空家ストックの活用促進【新規】
- ③民間賃貸住宅への入居支援【拡充】
- ④地域包括ケアの推進【拡充】

- ①公共空間のバリアフリー化と日常生活における身近な交通手段の確保
- ②住宅のバリアフリー化等の促進

- ①居宅サービスの充実
- ②認知症グループホーム等の地域密着型サービスの充実
- ③高齢者向け住宅等への福祉施設併設
- ④支える人のサポート【拡充】

- ①サービス付き高齢者向け住宅等、高齢者に配慮した住宅の供給促進
- ②入居者の高齢化に対応した市営住宅の整備推進等
- ③グループリビング・グループホーム等、多様な供給形態、居住形態に対応した多様な住宅の供給促進
- ④高齢者向け賃貸住宅管理の適正化

- ①特別養護老人ホーム等の計画的な整備促進
- ②介護付き有料老人ホーム等の整備促進
- ③有料老人ホーム等の管理、サービスに対する指導

- ①住宅のバリアフリー化等の促進(再掲)
- ②見守りネットワーク構築の推進等(再掲)
- ③市民との協働活動の推進
- ④地域の拠点づくり
- ⑤団地の再生のための支援

第5章 計画の実現に向けて

★計画の推進に関する会議等

行政、社会福祉協議会、不動産関連団体等からなる協議会を設置して連携協働し、高齢者の居住の確保を目指していきます。